

令和3年9月10日

各県立学校長 殿

保健体育課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

その内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域が下記のとおり見直されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたものです。

については、引き続き学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver6）等に基づく感染症対策を一層徹底してください。

なお、今回、本県に対するまん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴い、学校における対応はこれまでの内容を継続することとします。

ただし、措置区域内の学校における公式大会（地区予選含む。）に参加する部活動については、必要最小限の日数（2週間以内）、時間及び人数で、感染防止対策を徹底した上で行ってください。

記

- 1 緊急事態宣言区域（9月30日まで）
延長：北海道，茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，広島県，福岡県，沖縄県
- 2 まん延防止等重点措置区域（9月30日まで）
新たに：宮城県，岡山県
延長：福島県，石川県，香川県，熊本県，宮崎県，鹿児島県（鹿児島市）

連絡先

担当：健康教育係 常山
電話：099-286-5316
FAX：099-286-5671
※ 本文書の文書管理上の分類記号
「G-3-0（保健管理総括）」